

さぬき市臨時職員等募集のお知らせ（福祉事務所福祉総務課）

さぬき市福祉事務所福祉総務課では、次のとおり、2019年度に任用する臨時職員等を募集します。

採用を希望する方は、所定の「臨時職員等採用申込書兼履歴書」に必要事項を記入の上、期限内にお申し込みください。

「臨時職員等採用申込書兼履歴書」は、ハローワーク、生活環境課、各支所又は福祉事務所福祉総務課でお受け取りください。

募 集 期 間	平成30年12月28日(金)～平成31年1月31日(木)
受 付	受付は、平日の午前8時30分～午後5時。土曜日・日曜日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）は受付をしません。
選 考 方 法	提出された書類、面接及び実技試験等によって決定します。（その他、下記備考欄参照）
面接日及び面接場所	平成31年2月12日（火）～平成31年2月22日（金）（詳細は、申込後に通知します。） さぬき市健康福祉部福祉事務所（さぬき市長尾支所内）（さぬき市長尾東888番地5）

【募集内容】

申込コード	申込職種	募集人員	勤務先	主な勤務内容	必要な資格又はその他の要件等	任用予定期間	勤務日及び勤務時間	賃金又は報酬	申込み及び問合せ先
1	嘱託職員 （レセプト点検員）	1人	福祉総務課	受付・電話対応 レセプトの点検・ファイリング及び医療事務に付随する関連業務等	医療事務資格を有すること。 （医療事務技能審査試験又は医療事務管理士合格者等） ワード、エクセル及び電子メールの操作がスムーズに扱えること	2019年4月1日から 2020年3月31日まで	月曜日～金曜日 1日7時間30分 勤務時間 8:30～17:00 （土日・祝日・年末年始は、休み）	月額179,100円 （通勤距離により定額加算があります。）	健康福祉部福祉事務所 福祉総務課 （長尾支所内） Tel: (0879) 52-2515

【備考欄】

- 上記以外の申込資格は、次のとおりです。
 - 次のいずれかに該当する人は、申し込むことができません。
 - 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - さぬき市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - 必要な資格欄に記載されている内で、資格証明書・免許証等その資格を証明できるものがある場合は、その写しを添付して下さい。
- 「必要な資格又はその他の要件等」欄に記載されている資格等については、原則として2019年3月31日までに取得見込みであっても申込みができます。ただし、2019年3月31日までにその資格等を取得できなかったときは、採用される資格を取り消すものとします。
- 必要により「勤務日及び勤務時間」欄に記載された勤務時間以外の時間及び週休日・休日等に勤務していただく場合があります。
- 社会保険等の加入は、任用期間及び勤務時間により決定されます。
- 詳しい面接日時については、別途お知らせします。
- 面接試験の後、パソコン実技試験を実施します。
- 提出された書類は、合格、不合格にかかわらず返却しません。また、受験申込書及び提出書類に記載されている個人情報、この採用試験及び採用手続き以外の目的に利用することはありません。